第2次

柳井市
男女共同参画
基本計画

平成25年3月

柳井市

はじめに

すべての人が、性別に関係なく互いに一人ひとりの人間としての尊厳が守られ、基本的人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題の一つと位置付けられています。

本市は、平成20年3月に策定した「柳井市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画の施策を推進してまいりました。この間、少子化・高齢化の進展による人口減少社会の到来や、経済の低迷等による社会情勢の変化などに伴い男女共同参画社会を取り巻く環境も大きく変化してきました。

今回、取組の成果をさらに実効性のあるものとしていくため、これまでの本市の施策を検証するとともに、総合的かつ計画的に施策の推進を実施していくための第2次計画を策定しました。

また、配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会実現の阻害要因の一つとなっています。平成19年のDV防止法の改正で市町村における努力義務とされた「DV対策基本計画の策定」について、本計画の中に包含した形で策定し、DVを容認しない社会の実現のため、DV被害者の保護、支援等の取組を強化することとしています。

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることです。今後、この計画に基づき、市民の皆様や民間事業者、各関係機関、行政が協働し、さまざまな分野において男女共同参画の視点に立った施策の推進を図り、男女がともにいきいきと暮らしその能力を発揮できる社会の実現に向け、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました柳井市男女共同参画協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの方々に心から厚くお礼を申し上げます。

平成25年3月

柳井市長　井原健太郎

目　次 / index

第１章　計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 …… 2
2 計画の位置づけ …… 2
3 計画の期間 …… 2
4 計画策定の背景 …… 2
5 基本目標 …… 3

施策体系図 …… 5

第２章　計画の内容

基本目標Ⅰ　固定的性別役割分担意識の解消、意識の改革 …… 10
重点項目1　固定的性別役割分担意識の解消 …… 10
重点項目2　男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育、学習の充実 …… 13
基本目標Ⅱ　政策等の立案及び決定への共同参画 …… 17
重点項目1　政策、方針決定過程への女性の参画の拡大 …… 17
基本目標Ⅲ　男女が個性と能力を発揮できる活力ある社会の実現 …… 22
重点項目1　男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備 …… 22
重点項目2　多様な働き方を可能にする条件整備 …… 25
重点項目3　農林水産業等における男女共同参画の推進 …… 27
重点項目4　仕事と生活の両立支援 …… 29
基本目標Ⅳ　家庭や地域社会等における男女共同参画の推進 …… 32
重点項目1　家庭、地域等における男女共同参画の推進 …… 32
基本目標Ⅴ　すべての人がいきいきと暮らせる社会づくり …… 36
重点項目1　生涯を通じた健康支援 …… 36
重点項目2　高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる条件の整備 …… 38
基本目標Ⅵ　男女間における暴力の根絶 …… 40
柳井市DV対策基本計画 …… 40
計画の策定にあたって …… 40
1 計画策定の趣旨 …… 40
2 計画の位置づけ …… 40
3 計画の期間 …… 40
4 計画策定の背景 …… 40
5 DVの定義等 …… 42
6 重点項目 …… 42

計画の内容…… 43
1 柳井市DV対策基本計画 施策体系図…… 43
2 具体的な施策の展開…… 44
重点項目1　男女間の暴力根絶に向けた社会的な意識の醸成…… 44
重点項目2　相談体制の充実…… 45
重点項目3　暴力の発生を防ぐ環境づくり…… 46
重点項目4　セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進…… 47

第3章　計画の推進

1 庁内における推進体制の整備…… 52
2 男女共同参画協議会の設置、運営…… 52
3 国、県、関係機関及び市民との連携、協力…… 52
4 相談体制の充実…… 52

資　料

1 男女共同参画に関する動き…… 53
2 男女共同参画社会基本法…… 56
3 山口県男女共同参画推進条例…… 62
4 柳井市男女共同参画協議会設置要綱…… 65
5 柳井市男女共同参画推進本部設置要綱…… 66
6 用語解説…… 68
7 第2次柳井市男女共同参画基本計画策定の経緯…… 72
8 柳井市男女共同参画協議会委員…… 73

計画の内容中※を付した用語は資料6で解説しています。

第1章　計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成10年に旧柳井市において「やない男女共同参画プラン～やないハーモニープラン～」を、続いて平成20年には「柳井市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてその施策の推進に努めてまいりました。

この間、少子化・高齢化の進展による人口減少社会の到来や、経済の低迷等による社会情勢の変化等に伴って、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の男女共同参画に関連の深い法令が改正される等、男女共同参画社会を取り巻く環境も大きく変化してきました。

しかし、人々の意識の一部には、依然として男女の役割、能力を固定的にとらえる傾向がみられ、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要とされています。

こうした動向を受けて、その変化に的確に対応するため、これまでの本市の施策を検証するとともに、男女共同参画社会実現への取組をさらに実効性のあるものとしていくため、第1次計画を引き継ぎ、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための指針として、「第2次柳井市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「柳井市総合計画」を上位計画とし、国、県の男女共同参画に関する基本方針を踏まえて策定するもので、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

本計画のうち「基本目標Ⅵ」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画策定の背景

わが国では、平成11年に男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。翌年の平成12年には、初めての法定計画である「男女共同参画

基本計画」が策定されるとともに、平成13年の省庁再編により新設された「内閣府」には「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されました。また、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は平成19年に改正される等、男女共同参画社会の形成に向けた法整備も進められました。平成17年には、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、平成19年には、関係閣僚、経済界、労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成22年に改定されました。さらに、同年には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

山口県では、平成18年に「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成14年に策定された「山口県男女共同参画基本計画」は平成19年と平成23年に改定が行われました。

この間、わが国の人口は平成17年に、統計を取り始めてから初めての自然減となり、人口減少社会を迎えました。国に先行する形で、本市における人口も減少の一途をたどっています。人口減少は、単純な人口規模の縮小ではなく、少子化・高齢化の進行による人口構造や家族形態の変化を伴うものです。また、長引く景気の低迷や平成20年秋以降の世界的金融危機の影響から、雇用環境は悪化しています。

このように少子化・高齢化が進み、社会情勢が変化する中で、働きたい男女が共に働き続けることができ、家庭、地域、職場等生活のあらゆる場面において男女が互いの人権を尊重しながら、それぞれの能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

5　基本目標

本市における男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を展開するため、次の6つの基本目標を掲げます。

Ⅰ　固定的性別役割分担意識の解消、意識の改革

Ⅱ　政策等の立案及び決定への共同参画

Ⅲ　男女が個性と能力を発揮できる活力ある社会の実現

Ⅳ　家庭や地域社会等における男女共同参画の推進

Ⅴ　すべての人がいきいきと暮らせる社会づくり

Ⅵ　男女間における暴力の根絶　～柳井市DV対策基本計画～

第2次 柳井市男女共同参画基本計画　施策体系図

6つの基本目標　　14の重点項目と施策

Ⅰ 固定的性別役割分担意識の解消、意識の改革

1 固定的性別役割分担意識の解消

（1）男女共同参画を推進するための啓発活動
（2）職場、家庭、地域等における慣行の見直し
（3）各種媒体を利用した市の取組についての広報活動

2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育、学習の充実

（1）男女共同参画を推進する学習機会の充実
（2）男女共同参画を推進する家庭教育の充実
（3）女性の能力、意識向上のための学習機会の充実
（4）国際社会に対する理解の推進
（5）国際交流の推進

Ⅱ 政策等の立案及び決定への共同参画

1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

（1）市の施策、方針決定過程への女性の参画拡大
（2）事業所、各種団体等における施策、方針決定過程への参画拡大の支援
（3）人材に関する情報の集積と提供

Ⅲ 男女が個性と能力を発揮できる活力ある社会の実現

1 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

（1）男女の均等な雇用機会や待遇面の確保
（2）企業の男女共同参画に向けた自主的な取組の推進
（3）事業主、管理職への啓発活動

2 多様な働き方を可能にする条件整備

（1）多様な働き方を選択できる環境の整備
（2）再就職の支援

3 農林水産業等における男女共同参画の推進

（1）農林水産業における男女共同参画の推進
（2）商工業等自営業における男女共同参画の推進

4 仕事と生活の両立支援

（1）ワーク・ライフ・バランスの推進
（2）子育て、介護等をしながら仕事を続けられる条件整備
（3）子育て、介護等を社会、職場全体で支える体制の整備

Ⅳ 家庭や地域社会等における男女共同参画の推進

1 家庭、地域等における男女共同参画の推進

（1）固定的性別役割分担意識の是正に向けた取組
（2）家庭を通じての男女共同参画教育の推進
（3）男女の地域活動への参画促進
（4）各種女性団体、グループ等の育成支援
（5）防災分野、環境分野等における男女共同参画の推進

Ⅴ すべての人がいきいきと暮らせる社会づくり

1 生涯を通じた健康支援

（1）健康教育、相談体制の充実
（2）生涯を通じた健康の保持増進

2 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる条件の整備

（1）高齢者、障がい者等の社会参画への支援
（2）高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる社会の実現

Ⅵ 男女間における暴力の根絶

柳井市DV対策基本計画

1 男女間の暴力根絶に向けた社会的な意識の醸成

（1） DV防止に関する啓発活動の推進
（2）男女間における暴力防止運動の実施

2 相談体制の充実

（1）市における相談体制の充実と関係機関等との連携
（2）相談従事者等の資質の向上
（3）被害者の安全確保と自立支援

3 暴力の発生を防ぐ環境づくり

（1）幼児期からの人権教育の充実と若年層への啓発
（2）職場、地域における研修等の充実

4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

（1）啓発活動や相談体制の充実